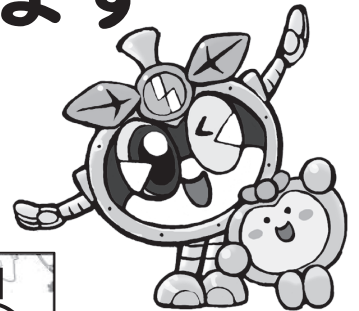


坂浜一・二丁目地区

住所変更手続きのしおり

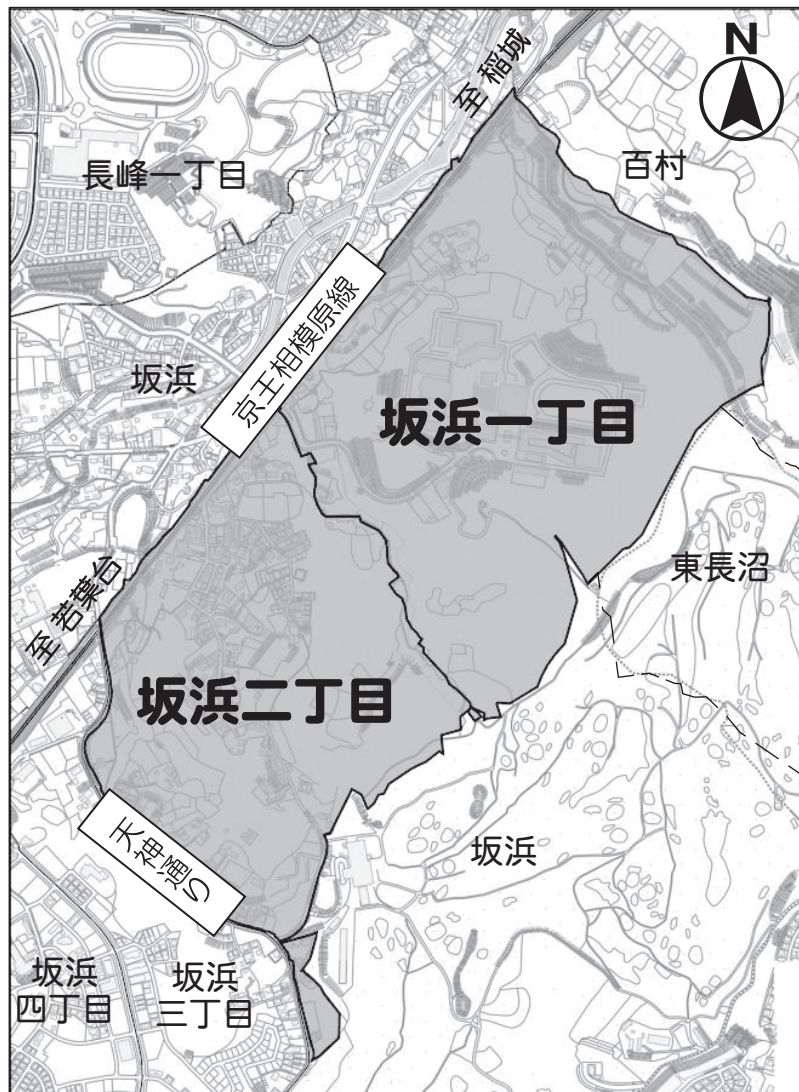
令和8年10月3日(土)から
住所の表し方が変わります

※郵便番号は変わりません
〒206-0822



©K.Okawara・Jet Inoue

稲城市



稲城市役所 都市建設部 まちづくり再生課

電話 042-378-2111 (内線324)

はじめに

令和8年10月3日（土）に、坂浜地区で住居表示が実施され、住所の表示方が変わります。実施日以降は、お届けした「住居番号設定通知書」にある新住所をお使いください。

このしおりは、住居表示の制度や必要な住所変更手続きについてご案内していますので、必ず最後までお読みください。

住所が変更となる皆様にはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

目 次

1	皆様にお届けしたもの・・・・・・・・・・	1
2	住居表示の仕組み・・・・・・・・・・	2
3	新しい表示（住所、本籍、不動産）・・・・・・・・	3
4	各種手続き	
	住民票等・・・・・・・・・・	4
	マイナンバーカード等・・・・・・・・	5
	年金・・・・・・・・・・	5
	保険証・医療証等・・・・・・・・	6
	子育て・学校関係・・・・・・・・	8
	免許・自動車関係・・・・・・・・	9
	法人・事業所関係・・・・・・・・	10
	医療・介護事業者等・・・・・・・・	11
	その他公共サービス等・・・・・・・・	12
	民間の契約等・・・・・・・・	13
	不動産所有者の住所変更登記・・・・・・・・	14
5	表示板の設置・・・・・・・・・・	16

1 皆様にお届けしたもの

住居表示のしおり (この冊子です)	・住居表示により何が変わるのか、どのような手続きが必要になるのかをご案内する冊子です。
住居番号設定通知書 個人→各人5通 会社、法人等→15通	・実施日以降の新住所をお知らせするものです。この通知書は住居表示により住所が変更となったことを証明するものとして利用できます。 ・お配りした枚数で足りない場合は、 実施日以降 下記の窓口にて住所変更証明書を無料で交付します。 【個人の場合】 市役所市民課 平尾出張所、若葉台出張所 【会社、法人等の場合】 市役所まちづくり再生課
お知らせ用はがき	・住居表示実施による住所変更を、親戚や友人、取引先等にお知らせするはがきです。送料は無料ですので、切手を貼らずに差し出すことができます。
登 記 申 請 書	・不動産をお持ちの方が、法務局に登録名義人の住所変更をする際に必要な申請書です。詳しくはP. 14以降をご覧ください。
新旧対照案内図	・住居表示が実施される区域の図面です。新しい町界、町名、街区符号、旧住所（黒字）と住居表示後の新住所（赤字）などが載っています。
町 名 表 示 板 住 居 番 号 表 示 板 (緑色のプレート) 取り付け用接着剤	・新しい住所の表示板です。郵便ポストや表札付近などの見やすい場所に取り付けてください。 ※集合住宅等の場合、管理者または所有者へお届けします。

～今後お届けするもの～

本籍変更通知書

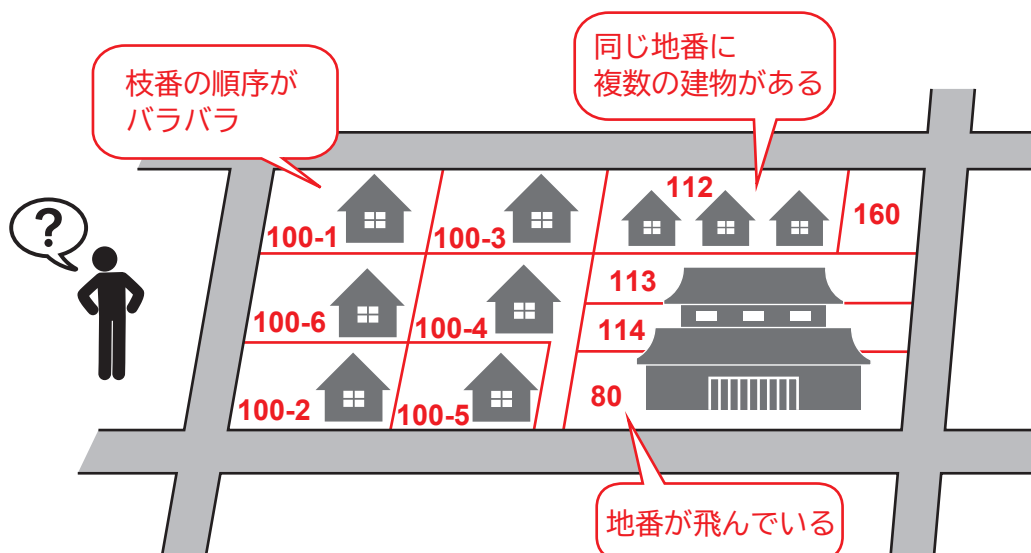
実施区域内に本籍がある方は「坂浜」が「坂浜一丁目」または「坂浜二丁目」に変わります。(地番の部分はそのままです。詳しくはP. 3をご覧ください。)

新しい本籍を記載した通知書は、実施日以降に市役所市民課からお送りします。

2 住居表示の仕組み

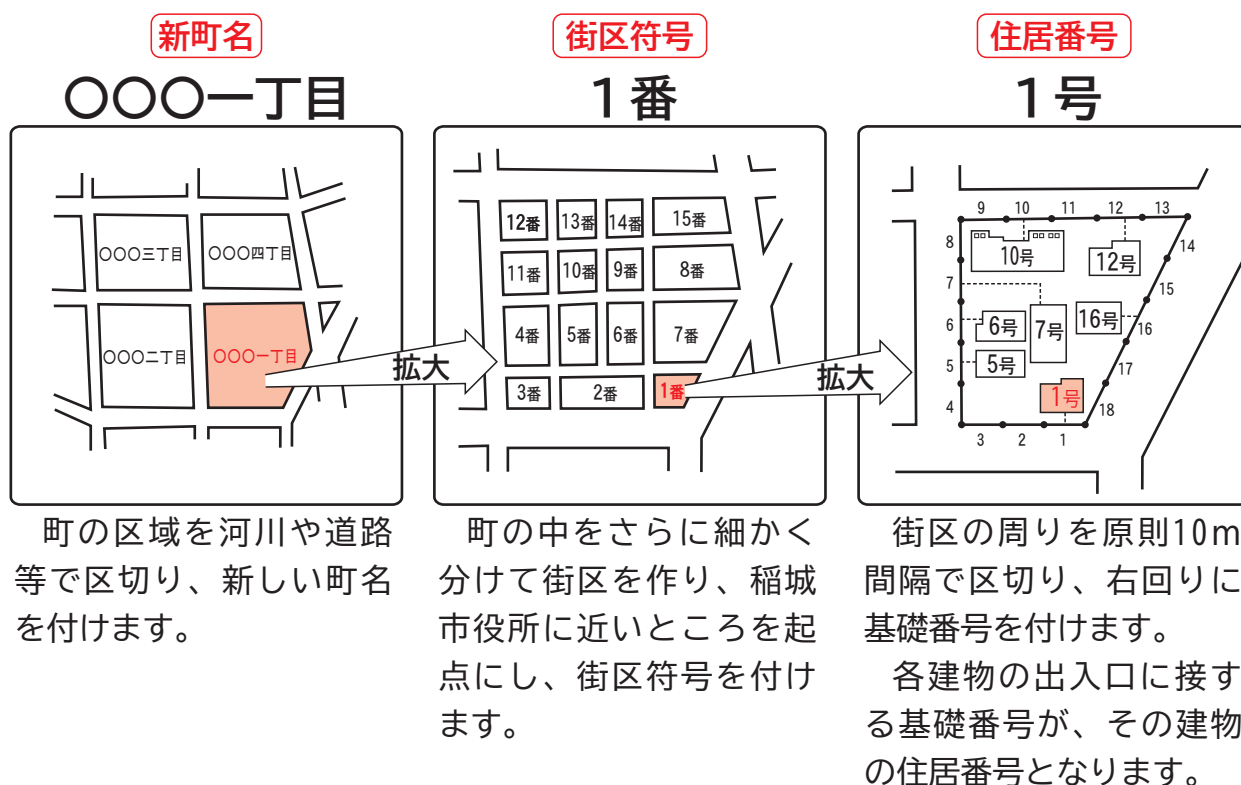
住居表示をしていない地区では、住所は土地の「字名」と「地番」で表されます。

「地番」は一軒の家で一つと限りません。さらに、土地の分合筆の積み重ねによって枝番や欠番が発生し、次第に分かりやすい住所を表すことが難しくなってしまいます。



住居表示は分かりやすく訪ねやすいまちづくりのための制度として、法律に基づき、全国で行われています。住所を規則正しく振り直し、整えることにより、緊急車両のスムーズな到着や、宅配物や郵便物の遅配・誤配の減少などの効果が期待できます。

※図面は説明用のもので、今回の区域の地形とは異なります。



3 新しい表示（住所、本籍、不動産）

住所の表示

<例>戸建ての場合

今まで	稲城市	坂浜	1 2 3 番地の 4
		字 名	番 地
↓			
住居表示後	稲城市	坂浜 1 丁目	1 番 1 号
		新町名	街区符号 住居番号

<例>共同住宅の場合

今まで	稲城市	坂浜	1 2 3 番地の 4	坂浜ハイツ 1 0 1
		字 名	番 地	
↓				
住居表示後	稲城市	坂浜 1 丁目	1 番 1 号	坂浜ハイツ 1 0 1
		新町名	街区符号 住居番号	

本籍の表示

今まで	稲城市	坂浜	1 2 3 番地 4
		字 名	番 地
↓			
住居表示後	稲城市	坂浜 一 丁目	1 2 3 番地 4
		新町名	番地（変更なし）

※本籍が今回の住居表示区域外にある方は、本籍の変更はありません。

※本籍変更通知書は、実施日以降に市役所市民課からお送りします。

不動産の表示

【土 地】

今まで	稲城市	大字坂浜字●号	1 2 3 番
		字 名	地 番
↓			
住居表示後	稲城市	坂浜 一 丁目	1 2 3 番
		新町名	地番（変更なし）

【建 物】

今まで	稲城市	大字坂浜字●号	1 2 3 番地
		字 名	地 番
↓			
住居表示後	稲城市	坂浜 一 丁目	1 2 3 番地
		新町名	地番（変更なし）

4 各種手続き

■ 住 民 票 等

変更手続きは実施日（10月3日）以降をお願いします。

項 目	担 当	説 明
・ 住民票 ・ 印鑑登録原票 手続き不要	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111 (内線134)	市役所が新しい住所、本籍、不動産の表示に書き換えます。
・ 戸籍簿 ・ 戸籍の附票 手続き不要	市役所市民課 戸籍係 ☎042-378-2111 (内線133)	
・ 固定資産課税台帳 手続き不要	市役所課税課 土地係・家屋係 ☎042-378-2111 (内線 155・156 162・163)	
・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 手続き必要	市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111 (内線134)	実施日以降すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書

マイナンバーカード等 変更手続きは実施日（10月3日）以降をお願いします。

項 目	担 当	説 明
・ マイナンバーカード 手続き必要	稲城マイナンバー カードセンター ☎042-379-8347 市役所市民課 市民窓口係 ☎042-378-2111 （内線134） 平尾出張所 ☎042-331-6346	実施日以降すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ☐ マイナンバーカード （交付の際に設定した4ケタの暗証番号の入力が必要です） ※本人または同一世帯の方が手続きできます。
・ 署名用電子証明書 手続き必要	若葉台出張所 ☎042-350-6321	実施日以降すみやかに手続きしてください。 【必要書類】 ☐ マイナンバーカード （交付の際に設定した4ケタの暗証番号と、英数字を含む6ケタ以上の暗証番号の入力が必要です） ※本人のみ手続きできます。

年 金

項 目	担 当	説 明
・ 国民年金加入者 （第1号被保険者） 手続き不要	市役所保険年金課 年金係 ☎042-378-2111 （内線142・143）	日本年金機構が新しい住所に書き換えます。しばらくの間、通知等が旧住所で届く場合もありますので、ご了承ください。
・ 国民年金、厚生年金 の受給者 手続き不要	日本年金機構 府中年金事務所 ☎042-361-1011 府中市府中町 2-12-2	※稲城市から海外に転出された国民年金任意加入者の通知等を本人に代わって受け取られている方は、市役所保険年金課年金係での手続きが必要です。 ※令和8年12月以降も通知等の宛先が旧住所の方は、府中年金事務所にお問い合わせください。

・厚生年金に加入されている方（第2号被保険者）と、その方に扶養されている配偶者の方（第3号被保険者）は勤務先に、共済年金を受給されている方は各共済組合にお問い合わせください。

保険証・医療証等

変更手続きは実施日（10月3日）以降にお願いします。

項 目	担 当	説 明
・ 国民健康保険資格確認書 ・ 資格情報のお知らせ ・ 限度額適用認定証 ・ 国保受給者証(精神通院) 手続き不要	市役所保険年金課 国民健康保険係 ☎042-378-2111 （内線 144・145・146）	市役所が新しい証書を郵送します。
・ 後期高齢者医療資格確認証書 ・ 資格情報のお知らせ ・ 特定疾病療養受療証 手続き不要	市役所保険年金課 後期高齢者医療係 ☎042-378-2111 （内線 147・148・149）	
・ 介護保険被保険者証 ・ 介護保険負担割合証 ・ 介護保険負担限度額認定証 手続き不要	市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎042-378-2111 （内線282・283）	
・ 被爆者健康手帳 ・ 健康診断受診票 （被爆者の子） 手続き必要	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111 （内線213）	実施日以降、手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 居住地(氏名)変更届(都内変更) ☐ 住居番号設定通知書 ☐ 被爆者健康手帳または健康診断 受診者証または健康診断受診票 ☐ 手当証書(受給者のみ) ☐ 医療券(認定者のみ)

- ・ 健康保険（協会けんぽ、共済組合等）につきましては、各勤務先までお問い合わせください。

保険証・医療証等

変更手続きは実施日（10月3日）以降にお願いします。

項 目	担 当	説 明
・ 自立支援医療受給者証（育成医療、更生医療） ・ 心身障害者医療費助成（障受給者証） ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 難病医療券（都医療券） ・ 自立支援医療（精神通院医療） ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 心身障害者福祉手当 ・ 特殊疾病患者見舞金 ・ 障害児福祉手当 ・ 特別障害者手当 ・ 重度心身障害者手当 手続き不要	市役所障害福祉課 障害福祉係 ☎042-378-2111 (内線224・226)	証書類については、更新時に新しい住所に変更します。 ※すぐに表示の変更が必要な方はお申し出ください。
・ 身体障害者手帳 ・ 愛の手帳 手続き必要		実施日以降、手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 身体障害者手帳または愛の手帳 ☐ 住居番号設定通知書 ☐ マイナンバー確認書類
・ 障害福祉サービス受給者証 ・ 障害児通所受給者証 手続き不要	市役所障害福祉課 サービス支援係 ☎042-378-2111 (内線229・230)	証書類については、更新時に新しい住所に変更します。 ※すぐに表示の変更が必要な方はお申し出ください。
・ 大気汚染医療(都) (気管支喘息等) 手続き必要	稲城市保健センター ☎042-378-3421 稲城市百村112-1	実施日以降、手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 住居番号設定通知書

子育て・学校関係

変更手続きは実施日（10月3日）以降をお願いします。

項 目	担 当	説 明
・ 児童手当 ・ 児童育成手当 ・ 児童扶養手当 手続き不要	市役所 子育て支援課 手当助成係 ☎042-378-2111 （内線232・236）	すぐに表示の変更が必要な方はお申し出ください。
・ 乳幼児医療費助成（乳） ・ 義務教育就学児医療費助成（子） ・ ひとり親家庭等医療費助成（親） ・ 未熟児養育医療給付 ・ 高校生等医療費助成（青） 手続き不要		市から新しい住所が記載された医療証・医療券を郵送します。
・ 特別児童扶養手当 手続き必要		実施日以降、手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 住所変更届
・ 子どものための教育・保育給付支給認定証 ・ 子育てのための施設等利用給付認定証 ・ 乳児等支援支給認定証（子ども誰でも通園制度認定証） 手続き不要	市役所 子育て支援課 保育・幼稚園入所認定係 ☎042-378-2111 （内線233・234）	新しい認定証が必要な方はお申し出ください。
・ 稲城市立第五保育園 ・ 稲城市立の小中学校 ・ 学童クラブ 手続き不要		通学区域に変更はありません。 また、各施設で独自に登録している制度等がある場合は、直接お問い合わせください。

・ 私立の保育園、幼稚園、学校への住所変更手続きについては、各施設に直接お問い合わせください。

免許・自動車関係

変更手続きは実施日（10月3日）以降にお願いします。

項 目	担 当	説 明
・ 自動車運転免許証 手続き必要	警視庁 運転免許本部 ☎03-6717-3137 品川区東大井 1-12-5 ◎都内の運転免許 試験場、運転免許 更新センターまた は警察署のどこで も変更手続きでき ます。	実施日以降、手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 住居番号設定通知書 ☐ 運転免許証またはマイナ免許証 （いずれもお持ちの方は両方） ☐ 本籍変更通知書または証明書 （実施区域内に本籍がある方のみ）
・ 運転経歴証明書 手続き必要 ※本籍の変更は不要です		実施日以降、手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 住居番号設定通知書 ☐ 運転経歴証明書またはマイナ経歴証 （いずれもお持ちの方は両方）
マイナ免許証またはマイナ経歴証明書をお持ちの方は、警視庁ホームページをご確認ください		
・ 自動車、125cc以上の オートバイの車検証 手続き必要	東京運輸支局 多摩自動車検査 登録事務所 ☎050-5540-2033 国立市北3-30-3	実施日以降、手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 住居番号設定通知書 ☐ 自動車検査証（車検証） または軽自動車届出済証（250cc以下）
・ 軽自動車の車検証 手続き必要	軽自動車検査協会 東京主管事務所 多摩支所 ☎050-3816-3104 府中市朝日町 3-16-22	実施日以降、手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 住居番号設定通知書 ☐ 自動車検査証（車検証）
・ 125cc未満の原動機付 自転車、小型特殊自 動車 手続き不要	市役所課税課 市民税係 ☎042-378-2111 （内線 153・154・164）	実施日以降、市役所が新しい住所に書 き換えます。
・ 自動車保管場所証明書 （車庫証明） 手続き不要	多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧1-26-1	

・ 自動車販売店などが手続き代行した場合にかかる費用は、個人負担になります。

法人・事業所関係

変更手続きは実施日（10月3日）以降にお願いします。

項 目	担 当	説 明
・ 会社、法人等の本・支店所在地変更登記 ・ 会社、法人等の代表者等の住所変更登記 手続き必要	本店の所在地を管轄する法務局	実施日から<u>2週間以内</u>に手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 住居番号設定通知書 ☐ 変更登記申請書 ☐ 印鑑 ☐ 委任状（代理人に依頼する場合） ※詳しくは別冊「会社・法人などの変更登記の手引」をご覧ください。
・ 社会福祉法人の定款変更 手続き必要	所轄庁 ※稲城市が所轄庁の場合は 市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	実施日以降、<u>法人登記変更後</u>に手続きしてください。 ※詳しくは所轄庁へお問い合わせください。
・ 宗教法人（神社・寺院など） 手続き必要	東京都生活文化局 都民生活部 管理法人課 宗教法人担当 ☎03-5388-3168 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎	実施日以降、<u>法人登記変更後</u>に手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 登記事項変更届 ☐ 履歴事項全部証明書
・ 古物営業、質屋営業、風俗営業、鉄砲刀剣類等の許可証 手続き必要	多摩中央警察署 ☎042-375-0110 多摩市鶴牧1-26-1	実施日以降手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 住居番号設定通知書
・ 酒類販売業免許証 手続き必要	（問い合わせ先） 立川税務署 酒類指導官 ☎042-523-1181(代)	実施日以降手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 異動申告書（CC1-5612） ☐ 住居番号設定通知書 （窓口提出先） 日野税務署 日野市万願寺6-36-2 （郵送提出先） 東京国税局業務センター武蔵府中分室 〒183-8510 府中市本町4丁目2

医療・介護事業者等

変更手続きは実施日（10月3日）以降をお願いします。

項 目	担 当	説 明
・ 診療所、薬局、店舗販売業、施術所、医療機器販売業者等の代表者の住所及び所在地の変更 手続き必要	東京都南多摩保健所 ☎042-371-7661 多摩市永山2-1-5	法律等により、手続き期間が定められている場合がありますので、左記にお問い合わせください。
・ 保険医療機関・保険薬局の届出事項変更(異動)届 手続き必要	関東信越厚生局 東京事務所 ☎03-6692-5119 新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー 11階	実施日以降手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 住居番号設定通知書 ☐ 保険医療機関・保険薬局届出事項変更(異動)届
・ 指定医療機関・指定施術機関(生活保護法・中国残留法人等支援法)の変更届 手続き必要	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111	実施日以降手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 変更届出書
・ 介護サービス事業者 手続き必要	所轄庁 ※稲城市が所轄庁の場合は 市役所高齢福祉課 介護保険係 ☎042-378-2111	実施日以降、 <u>法人登記変更後</u> に手続きしてください。 【必要書類】 ☐ 変更届出書 ☐ 付表 ☐ 運営規程

その他公共サービス等

項 目	担 当
・ 上下水道 手続き不要	上水道：水道局お客様センター ☎042-548-5100 下水道：市役所下水道課 ☎042-378-2111
・ 浄化槽の清掃料金軽減証 手続き不要	市役所生活環境課 ゴミ・リサイクル係 ☎042-378-2111
・ 環境確保条例及び騒音・振動規制法の各種届出 ・ 工場、指定作業場 手続き不要	市役所生活環境課 環境保全係 ☎042-378-2111
・ 避難行動要支援者の登録 手続き不要	市役所生活福祉課 地域福祉係 ☎042-378-2111
・ 畜犬登録 手続き不要	稲城市保健センター ☎042-378-3421
・ 放課後子ども教室登録者 手続き不要	市役所生涯学習課 社会教育・公民館係 ☎042-378-2111
・ 公共施設利用登録者 手続き不要	市役所市民協働課、生涯学習課、スポーツ推進課、図書館課(城山体験学習館)
・ 学校体育施設利用登録者 手続き不要	市役所教育総務課 学校管理係 ☎042-378-2111
・ 図書館登録者 手続き不要	稲城市立中央図書館 ☎042-378-7111

- ・ 東京都シルバーパスについては、一般社団法人東京バス協会(☎03-5308-6950)にお問い合わせください。
- ・ 各種免許、許可証等の住所変更については、所轄官庁にご確認のうえ、法律や条例の定めに従い、お手続きください。
- ・ パスポートの住所欄は、修正液を使わずに、旧住所を二重線で消して新住所を書いてください。

■ 民間の契約等

変更手続きは実施日（10月3日）以降をお願いします。

次のものについては、手続きは必要ありません。

- ・ 東京ガス ・ N T T 東日本
- ・ N H K ・ 多摩テレビ

手続き不要

次のものについては、恐れ入りますが各事業者等にお問い合わせください。

- ☐ 電気や都市ガス（上記と異なる事業者と契約している場合）
- ☐ プロパンガス
- ☐ 携帯電話
- ☐ インターネット回線、ケーブルテレビ
- ☐ 金融機関、証券会社、クレジットカード
- ☐ 生命保険、損害保険
- ☐ 勤務先

ご確認ください

メモ

不動産所有者の住所変更登記

住居表示による不動産の表示の変更（P.3参照）については、法務局が書き換えを行いますが、**所有者の住所の変更については、当事者からの変更登記の申請が必要です。**

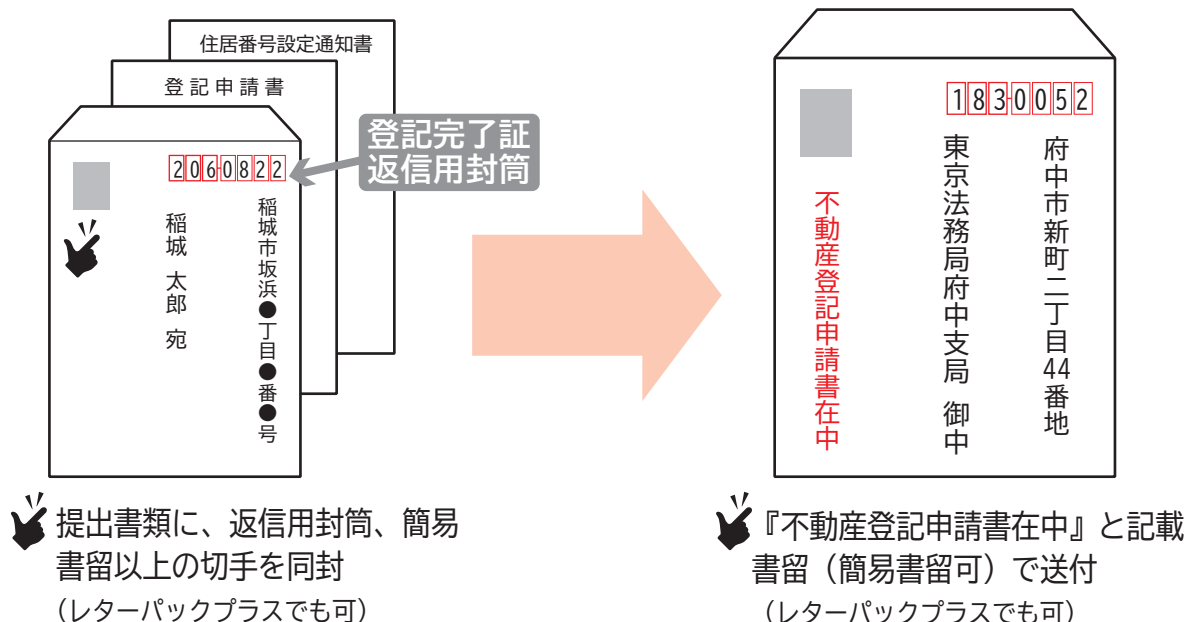
坂浜一、二丁目にお住まいで、不動産を所有されている方は、次ページの記載例を参考に登記申請書を作成し、不動産を管轄している法務局（※）へ変更登記の申請をしてください。郵送での申請もできます。

※稲城市内の不動産の管轄法務局

東京法務局 府中支局 ☎ 042-335-4753（代表）

〒 183-0052 府中市新町二丁目44番地

【郵送で申請する場合の例】



登記が完了すると登記完了証が交付されます。

【窓口で受け取る場合】

登記申請書に押印したのと同じ印鑑が必要になりますので、必ずお持ちください。

【郵送で受け取る場合】

登記申請書の「☐ 登記完了証の受け取りを郵送で希望します」に✓を入れ、郵送先の住所を書きます。そして、宛名を書いた返信用封筒に簡易書留以上の切手を貼り、登記申請書と一緒に提出してください。

令和8年4月1日、不動産所有者の住所等変更登記が義務化され、住所や氏名の変更があった日から、**2年以内に変更登記の申請をしなければならない**とされました。詳しくは東京法務局府中支局（☎042-335-4753）までご確認ください。

≪登記申請書の記載例≫

法務局で受付時に使用するスペースなので
 この部分には何も記載しないでください



捺印（申請人の印と同じもの）

登 記 申 請 書

登 記 の 目 的 | 番所有権登記名義人住所変更

甲区何番の所有権の登記名義人の住所を変更
 するのが表示します。

原 因 令和8年10月3日 住居表示実施

新住所を書く

変更後の事項 住所 稲城市坂浜 一丁目 2番 3号

新住所と氏名を書いて押印
 ※認印可。スタンプ形式不可

申 請 人 住所 稲城市坂浜 一丁目 2番 3号

氏名 稲城 太郎



平日の日中に連絡がとれる
 電話番号※携帯電話可

連絡先の電話番号 000-000-0000

添 付 書 類 登記原因証明情報

住居番号設定通知書(または証明書)を添付

令和 * 年 ** 月 ** 日申請 東京 法務局 府中支局

提出先の法務局名
 ※稲城市内の不動産は府中支局

登 録 免 許 税 登録免許税法第5条第4号

☒ 登記完了証の受け取りを郵送で希望します

郵送を希望する場合は書く

送付先住所 登記申請人の住所地

不動産の表示
 土 地

登記事項証明書等のとおり正確に書いてください

※ただし実施区域内の不動産の場合、所在欄の町名には新町名を書いてください

不動産番号	所 在	地 番	地 目	地 積 m ²
1234567890123	稲城市坂浜一丁目	1 2 3 番 4	宅 地	345.67

建 物

新町名

所在地番
 (変わらない)

不動産番号	所 在	種 類	構 造	床 面 積
0987654321012	稲城市坂浜一丁目 1 2 3 番地 4	居 宅	木造瓦葺2階建	1 階 123.45 m ² 2 階 98.76 m ²

不動産番号(13桁)を記載した場合は、破線 [] で囲われた部分の記載を省略できます。

5 表示板の設置



市で取り付ける「街区表示板」や、皆様に配付した「町名表示板」「住居番号表示板」等は、わかりやすいまちづくりを進めるために欠かせないものです。

建物の入り口（郵便ポストや表札付近等）の通行人から見やすい場所に、町名表示板と住居番号表示板の取り付けをお願いいたします。

inagiciTY
稲城市

稲城市役所 都市建設部 まちづくり再生課
電話 042-378-2111（内線324）

